



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



## コラム



元気ですよ～

ドライブが大好きなおじさんです。

1 1 月にライトアップをしている袋田の滝を見に行ってきた。

午後 2 時ごろ自宅を出て、途中、竜神大吊橋に寄りました。橋を渡りながら夕焼けに染まった紅葉は今年が一番素晴らしかったです。5 時半ごろにお目当ての袋田の滝の駐車場に着きましたので、すぐ滝に行きました。去年までは一色の光でしたが、今年は 30 通りの光の色を自分で操作を出来るようになりました。

明るい色から幻想的な色、これが同じ滝かと思うほどとても感動しました。

帰りはひとつ風呂浴びて、体も心もぼかぼか、気持ちよく帰宅しました。

因みに距離は片道 160 キロ位で、見られる時間は日没から 8 時 30 分までです。 来年の 2 月中旬まで見られます。

石原

### Q 隣の屋根から雨・雪だれが敷地内に直接降り注ぐのを防ぐには

隣の屋根は境界線ギリギリまで突き出しているうえにトイも無いため、強い雨が降ると屋根からの雨だれが私の敷地に直接降り注ぎます。トイ等をつけるように申し入れることができるでしょうか。

### A

土地の所有者は、隣地に雨だれが直接降り注ぐような工作物をもうけることはできませんから、屋根にトイ等を設けるなどして隣地に雨・雪だれが直接降りそそがないようにすることを請求できます。

#### 〔隣地への雨だれの禁止〕

雨や雪が天から降ってくるのを防ぐことはできません。また、地上に降った雨水が土地の高いところから低いところへ流れてくることもいたしかたないことですから、これを阻止することはできないものとされています。しかし、降った雨水が隣地に直接降り注ぐような工作物をもうけるときは、降り注ぐ雨水の水圧によって地面に穴

をあけたり、建物に被害を及ぼすことが予想されますから、隣地や隣地上の建物の安全にとって少なからぬ問題です。このため、このような工作物を設けることは禁止されています。

屋根が敷地内にあっても、トイなどが無いために屋根に降り注いだ雨水が屋根の勾配にそって勢いよく流れ落ちる際に、隣地に直接降り注ぐこともあります。そのような屋根はこの禁止に違反するわけです。

〔どのような請求ができるか〕

このような場合、屋根を設けること自体が禁じられるのでしょうか。

ことさらに隣地に雨だれを降り注がせるために作られた屋根であれば、その撤去を請求することが可能と考えられます。

しかし、建物の建築にそのような意図が無く、建物の建築自体は土地の正当な利用の範囲内のものだというのであればトイなどを設けることによって隣地に雨だれが直接降り注ぐのを防止することができる限り屋根の撤去まで請求することはできないと考えられます。この場合、雨・雪だれが隣地に直接降り注ぐのを防止するのに必要なトイなどの設置を請求できることはいうまでもありません。

〔費用の負担〕

トイなどを設置する費用を誰が負担するかについては、隣地に雨・雪だれが直接降り注ぐ原因となった施設を作ったものがこれを負担すべきであることは当然です。

相手方が任意に応じないときは、隣地所有者は相手方にトイなどの設置を作るよう命ずる判決を得て、その判決に基づいて相手方の費用負担で判決の命ずるトイなどの設置を行うこととなります。

〔参考となる法令など〕

〔民法第 218 条（雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止）〕

土地の所有者は、直接に雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない。



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。  
※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に一過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き